

第5回

「武藤一羊『戦後日本国家の構成原理』論に学ぶ ——戦後日本国家レジーム・その原型と変容の『現在』」

レジュメ

1. 「三原理論」から見える戦後日本国家

(1) 「戦後日本国家」の3つの「原理」

- ①アメリカ覇権主義
- ②帝国継承原理
- ③戦後民主主義・平和憲法原理

*上記の「相互矛盾」的三原理で戦後日本国家の特殊性を捉えようとするところに、武藤一羊さんの「戦後日本国家の構成原理」論の特徴が

(2) アメリカの「サブシステム」であることの利益を享受

・敗戦・占領によって日本がアメリカのシステム内存在として組み込まれることになると同時に、そのことを日本の支配層自身が自ら選択し、日本をアメリカの覇権システムに統合することで、「対外的危機管理」はアメリカに任せ、日本は資本蓄積・高度経済成長に集中

(3) 「戦後天皇制」の2つの「ねじれ」

①「アメリカ製」天皇制が、「内部」的了解としては、あくまでも戦前からの「国体」の継承性を体現するものにとただ、継承原理であることを超えた大日本帝国自体の正当化はアメリカの覇権主義へ敵対することになるので、それは半ば地下に押し込められてあくまでも「内向き」に吹き込むべきものに

②侵略戦争の最高責任者の天皇裕仁が、同時に戦後の平和憲法の「象徴」であるというメビウスの輪のような「ねじれ」→原理的に戦争責任を認めることができない構造に

(4) 巨大な「マジック・ミラー」ドームと化した戦後民主主義原理

①日本をアメリカの「サブシステム」とするためにもたらされた戦後憲法が、アメリカの思惑を超えて、民衆運動を通じて改めて選び取られることに

②その反面、憲法体制の完結性の「幻想」によって、「平和な日本とそれに外から侵入する戦争体制」という「外」の見えない「マジック・ミラー」のドームと化した戦後民主主義的「認識装置」の限界も→「ドーム」内の平和と「ドーム」外の戦争を背中合わせに結合している構造が可視化されないことに

(5) 「半国家」から「普通の国」へ

① 戦後日本国家の問題性についての認識は、むしろ「右翼」の側がもつことに…アメリカの占領下で生まれた「戦後日本国家」を廃棄・改造して「自前の国家」に変えよう

とする政治的意志を支配者集団は戦後一貫して保持→交戦権・「合法」的軍隊・「有事法制」を備えた国家の「回復」を目指す

②しかし、「自主憲法」を振りかざす者自身が、自分が廃棄を唱える憲法に依拠して数十年に及ぶ統治を行ってきたということでは、「日和見主義」集団のそしりを免れないことに

（6）「国民統合装置」としての「企業社会」

①日本国土中心的な資本蓄積による経済成長と利益誘導が、戦後日本国家の「正統化」原理のあいまいさ＝「原理的日和見主義」（「相互矛盾」する三原理を折衷）を埋め合わせることに・・・戦後日本国家は政治・経済的システムであると同時に、ぎりぎり 80 年代末までは、経済成長・「経済大国」意識に基づく「戦後日本国家内意識」という自足的な自己意識として存在

②90年代のソ連の消滅とアメリカの一元的覇権体制の再建の下で、資本と市場の「自由化」・「規制緩和」という新ルールへの移行により、日本国土中心的な資本蓄積様式をついに放棄→蓄積様式の転換が、経済問題を超えて戦後日本国家の「統治様式」や「正統化原理」に大きく関わることに

2. 「転換点」としての90年代

（1）「過渡期」としての中曽根政権

①80年代、「日米経済摩擦」という形でアメリカからの日本型蓄積構造の放棄を要求されたことに対して、「輸出代替」として対米直接投資が進むが、経済・産業構造全体のネオリベ政策への転換は、この時期はまだ「中途半端」

②その一方で、「国鉄分割民営化」による国労解体など、公共部門の労働運動を徹底的に解体

③民間大企業では、「プラザ合意」後の「円高危機」を背景に「コスト削減」や「QC運動」による上からの労働者の「総動員」を推進することで、民間部門の労働運動の「息の根」をとめる

④それらの動きの一方で、「内需拡大」による対米輸出削減のために「バブル景気」をつくりだすことに

（2）日本型蓄積様式の「本格的」放棄

①抵抗勢力となるべき労働運動が80年代にすでに解体されてしまっている状態で、グローバル経済化に対応するための「過剰資本」の整理と世界規模の蓄積構造様式への切り替えが進行

②経団連・「新時代の日本的経営」（1995年）・・・大企業自身が「日本的経営」の放棄を高らかに「宣言」した後、90年代から、「リストラ」、首切り、非正規雇用労働者が急増→戦後日本国家が依拠してきた大企業の社会的統合力と「土建国家」的手法による国民統合の基盤が急速に崩壊

（3）戦後日本の社会問題の「疑似的」解決

①自民党一党支配体制の「ゆらぎ」の中で、これまで押さえつけられてきた問題の解決を求める動きが大きく浮上。その際に、それを原則に関わる問題としてではなく、「疑似

的」に解決することで問題自身を葬り去ることに

ア.「従軍慰安婦問題」を軸とする「戦後補償問題」→日本国家の法的責任を認めない「国民基金」の創設

イ. 95年の「米軍少女暴行事件」とその後の沖縄での反基地闘争の高揚→「SACO合意」で、辺野古移設と引き替えに普天間返還を合意

ウ.「水俣病問題」→「和解金」という形での「疑似的」解決

エ.「国労裁判闘争」→兵糧攻めにした上で不利な条件を吞ませて「和解」させるという形で「疑似的」解決

②国家の正統性を軸に要求の実現を図るという運動スタイルが蔓延することで、社会運動が権力への「敵対性」や批判意識を喪失することに。それらの「疑似的解決」を通じて原則をめぐる「対抗軸」が消去されることで、「平和と民主主義」を掲げていた戦後革新勢力が急速に解体→この時期がアメリカ覇権主義と帝国継承原理が全面化することへの「分水嶺」に

(4)「国民統合」の解体の中でのナショナリズムの突出

①「帝国」下のグローバリゼーションを推進する国家は、帰属感の根拠を欠くからこそ、国民に上から国家意識を強制的におしつけて忠誠を誓わせなければ「安心」できないことに

②帰属感がないからこそ、「強いもの」や「強そうに見えるもの」にすがりたいという気分が広く生じていることに乗じて、それまで「密教」的存在だったはずの帝国継承原理が「日の当たるところ」に出てきて、「明文改憲」に突き進もうとすることに

(5)どちら向きに「ねじれ」を解くのか

①「(4)」のような流れの中での戦後国家の性格の転換は、「三原理」の中から、平和憲法原理だけを抜き去ろうとするものであると同時に、帝国継承原理の先鋭化をアメリカの軍事覇権主義との一体化によって進めようとするもの→「相互矛盾」的「三原理」の折衷的共存という戦後日本国家の統治様式で、「きしみ」・「ねじれ」が蓄積されざるを得ないことのある意味での必然的帰結

②帝国継承原理とアメリカの覇権主義への「対抗原理」としての平和憲法原理の脆弱性・・・「戦後日本国家内意識」では、日本国家それ自体を問題として捉えることや、それを対象化すること、他の2つの「原理」に対抗することが不可能であり、内向けの戦後「平和意識」によっては非武装の思想の原理化は困難→「戦後国家内意識」に「風穴」を明けるような民衆運動が登場しているが、それが戦後日本国家の「ねじれ」を民衆側に解くプロセスに「文脈」化されてこなかった

③一方、アメリカの覇権主義との更なる一体化による「明文改憲」路線を追求して、戦後日本国家からの脱却を図ろうとすることは、軍事だけではなく、経済の分野でもアメリカン・スタンダードの採用と並行することになる。すでに「企業社会」的統合が壊滅しかけている状況の中で、ますます国家はますます自分の足下を掘り崩すことに。→結局、平和憲法原理を抜き去っても、戦後日本国家の「ねじれ」を抱え続けることに。

3. 安倍政権による「レジーム・チェンジ」プロセスを問う

(1) 安倍政権が目指す「国」の形とは

・「自主憲法」制定・導入を通じた国家の性格の根本からの「改革」を志向・・・既成のレジームの枠内の政権の「右傾化」に止まらずに、新たなレジームで日本社会を組み替えようとするプロセスを目指す。それを迎え撃つためにも、安倍の目指す日本国家改造プロセスの全体像を認識し、それにどう立ち向かうかが問われることに

(2) 「はずのないこと」の出現

①自民党の「棚ぼた」式の勝利・・・2009年の自民党政権の崩壊は、「自民党レジーム」としての戦後国家体制それ自体の崩壊の現れであったが、民主党の「自壊」により、戦前の日本帝国との「接続」という「見果てぬ夢」への好機をつかむ

②既に「歴史」的・対外的には帝国継承原理が「死」んでいるにも関わらず、死んだはずの原理を再度持ち出して、国家再編を強行しようとするありえない事態に

(3) 政治的想像力を欠如した安倍「ジコチュウ」外交の「閉鎖性」

①米国の軍事・外交政策や中国の立場の分析なしに、尖閣の「無人島政策」の一方向的な見直しを提言

②中国との「戦略的互惠関係」を築くと言いながら、歴史認識では、日本の戦争責任を「自虐史観」として拒否し、戦争責任への反省を抜き去った「国定教科書」策定を選挙公約に

→「外部」は自分の都合を押しつけるか、自分の主張の「妨害」としてしか現れないことに

(4) 「普遍的」基準からの「切断」を目指す自民党「憲法改正草案」(2012年4月28日発表)

①憲法「改正」ではなく、戦後日本国家の構成原理の根本を別の原理で置き換えようとするもの

ア. 「戦争放棄」を宣言する憲法前文を削除し、自前の「作文」(「日本国は長い歴史と固有の文化をもち、国民統合の象徴である天皇をいただく国家」)で置き換える→人民に「主権在民」の放棄と「主権者」としての「自殺」を促すもの

イ. 「公務員」ではなく、「国民」に憲法の遵守を「説教」するというように、人民が国家権力に与える「命令」としての憲法理念を逆転

②基本的人権の否認

ア. 「普遍的」権利としての基本的人権に関わる憲法97条をまるごと削除

イ. 片山さつき・ツイッター「国があなたに何をしてくれるかではなく、国を維持するためには自分に何が出来るかを皆で考えるような前文にしました」

③「国防軍」の創設

ア. 憲法前文の理念・・・「国民」一般ではなく、政府に戦争という同じ過ちを犯せさせないことを決意した国民に「主権」が在することを確認→そうした理念に立つ前文を否定することで、戦争責任・植民地責任を一切認めない帝国継承原理の強化を図る

イ. 憲法第2章のタイトルを「戦争放棄」から「安全保障」に変更し、現在の憲法9条

の文言を「(戦争を) 国際紛争の解決のための手段として用いない」とした上で、「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と続けることに。

→結局、「国防軍」は、自衛隊以上に米軍の戦略に組み込まれて、アメリカの国益を守るための多国籍軍の一部になるしかないもの

(5) 「ジコチュウ」的「帝国継承原理」の向かう先は

①「日米同盟」がアメリカとの「駆け引き」的な要素を一層強めることに…「ジコチュウ」的継承原理に沿う国内政策や国家の「立ち位置」をアメリカに承認してもらうことと引き替えに、アメリカの軍事覇権主義やアメリカに好都合なグローバル経済路線の推進によってアメリカへの一層の「忠誠心」を示す方向へ

②アメリカへの服従の裏腹のアジアへの「開き直り」と同時に、国内では、「権威主義」体制を引くというのが、安倍の言う「日本を取り戻す」こと→しかし、それが、日本社会に基盤をもたない「夢物語」である以上、結局、彼らの「夢」を無理強いすることにしかならない

(6) 「主権回復の日」騒動の意味とは

①「主権回復の日」の何を祝うのかについてまともな説明のないまま、式典を実施

②「主権回復」とは、アメリカからの主権の回復ではなく、日本の支配者集団が「占領憲法」を廃止し、「主権」を人民から国家の手に「回復」しようとするもの→主権が国家か民衆のどちらが奪取するかという「攻防」の最前線が開かれつつあるという状況に

③しかし、そうした「改憲ドライブ」への出発点であった「主権回復の日」の式典は「フライング」に。また、憲法 96 条「改正」をてこに「全面改憲」への道筋を開こうとすることも現在のところは中断

④憲法論議を超えた対抗的政治ブロックの形成の必要性と同時に、それと並行、もしくは先だって、対抗的言論や言論ブロックを通じた「社会的言語圏」の形成が必要